

1. 事業概要

◆ 処理区数

4 処理区（湯沢処理区、浅貝処理区、土樽・松川処理区、三俣処理区）
各処理区に処理場（湯沢浄化センター、浅貝浄化センター、土樽・松川浄化センター、三俣浄化センター）が存在
令和8年度より土樽・松川処理区を湯沢処理区に統合する予定

◆ 計画期間

令和8年度（2026年度）から令和17年度（2035年度）までの10年間

2. 将来の事業環境

各分析の視点から湯沢町の下水道事業にかかる将来的な数値の予測を行っています。

分析の視点	分析結果
処理区域内人口の予測	行政区域内人口は、令和2年度の7,767人から令和12年度の7,155人へ、10年間で約7.9%減少の見込みです。行政区域内人口の減少に伴い、処理区域内人口も計画期間最終年度（令和17年度）で5,628人まで減少すると予測しています。
有収水量の予測	処理区域内人口は今後も減少が続く見通しですが、当町は宿泊客数の令和12年150万人達成を目標に施策を進めており、また、三俣地区の普及率と水洗化率は今後さらに上昇する見通しです。本経営戦略の最終年度（令和17年度）の年間有収水量は、1,241千m ³ （令和6年度実績比+1.9%）に増加すると予測しています。
使用料収入の見通し	使用料を据え置くと、有収水量の微増に比例して使用料収入も僅かに上昇が見込まれますが、物価上昇による維持管理・建設改良費用の増加がそれを上回るため、計画最終年度は、経費回収率が100%を下回る見通しとなります。このため、当経営戦略の前提条件では、経費回収率を令和17年度で100%とするためには、令和9年度より使用料を15.6%、令和13年度より6.7%の改定が必要となります。
施設の見通し	供用開始から30年以上経過している湯沢・浅貝両浄化センターは、SM計画に基づく改築更新により、効率的に管理します。また、土樽・松川浄化センターは令和8年度に湯沢浄化センターに統合予定なので、改築更新コストの縮減を見込んでいます。 管路施設は経過年数が比較的浅いため、令和13年度以降に改築更新を開始予定です。
組織の見通し	下水道事業を担当する職員数は令和7年度現在3名となっています。今後は、施設更新や修繕などの業務が増えることが予想されるため、少なくとも現状の職員数が必要です。

◆ 分析結果を踏まえた全体の総括

供用開始から30年以上が経過し、処理場や管渠の老朽化に対応する必要性が増えています。ストックマネジメント計画に基づいて適切な処理場の改築更新を行い、施設の健全度を維持しながら、維持管理費用の節減をしていく必要があると考えます。使用料収入で賄うべき費用を繰入金で補っている状況の改善と財源確保のため、下水道接続の勧奨による接続率向上及び適正な使用料の設定を目指すなど、経営改善に努めていく必要があります。また、経営戦略の見直しを行い、長期的な視点で事業効率の改善に努めていかなければならないと考えます。

3. 経営の基本方針

将来にわたる持続可能な下水道事業の実現に向けた基本方針を以下のように定めます。

少子高齢化や人口減少等の課題があり、厳しい社会情勢を迎えています。河川等の水質悪化を防止し、豊かな自然環境を維持するため効率的に下水道整備を進め、健全な経営に努めてまいります。

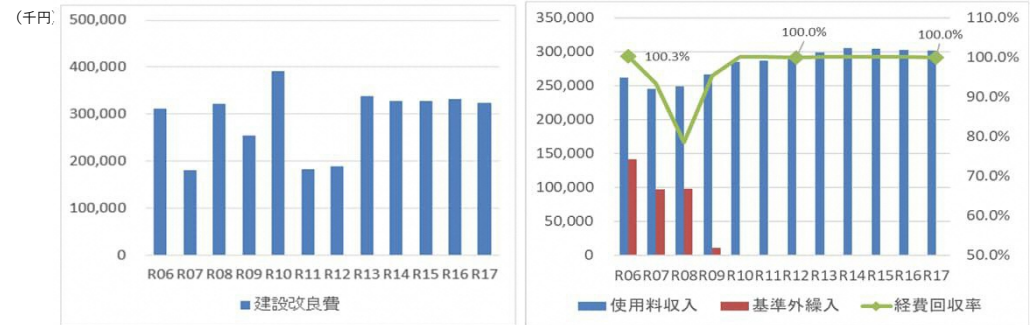
4. 投資・財政計画

◆ 経費回収率の目標値

※経費回収率とは、使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標です。

項目	令和6年度（現状）	令和12年度（中間）	令和17年度（目標値）
経費回収率（%）	100.3%	100.0%	100.0%

◆ 投資財政計画



◆ 投資についての説明

- 管渠施設：令和8～12年度は点検・調査を重点化し、緊急度の高い区間の識別・更新計画への反映を実施します。令和13年度以降に本格的な更新投資を開始します。更新は年1～1.8億円程度で平準化し、将来の更新負担が一時期に集中しないよう段階的に進めます。
- 処理場・ポンプ場施設：令和8～10年度に約7億円規模の更新を予定し、老朽化が進行した主要設備を優先的に更新します。令和11年度以降は、リスク評価と劣化状況を踏まえ、予算制約下で優先度の高い設備から順次更新します。また、管渠・処理場を一体で最適化し、100年間で約322億円のコスト縮減を見込んでいます。

◆ 財源についての説明

- 使用料収入：令和9年度より使用料を15.6%、令和13年度より6.7%の使用料改定を見込んでいます。同年度以後も適宜経営状況の分析を行い、適正な下水道使用料について検討を行います。
- 国（都道府県）補助金：建設改良費のうち、補助対象事業について、現行制度により見込まれる補助金交付額を計上しています。
- 企業債：建設改良費の一定割合で見込んでいます。
- 他会計補助金：国が示す繰出基準に基づく繰入と、賄いきれない分を基準外繰入とし一般会計から繰り入れます。計画期間中は令和9年度では基準外繰入が必要になりますが、その後の計画期間内の基準外繰入はゼロとなる見込みです。

◆ 経費についての説明

- 職員給与費：現行の職員3名を維持することを前提に賃金上昇率を乗じて算定します。
- 動力費・薬品費：過年度の使用実績に水量及び物価上昇率を乗じて算定します。
- 修繕費・委託費：過年度実績に物価上昇率を乗じて算定します。

5. 経営戦略の事後検証、改定等

年度ごとに投資財政計画と実績の比較を行い、計画と乖離がないか検証していきます。また、計画と大きな乖離が生じた場合にはその原因を分析し、経営戦略の見直しに反映していきます。

6. 経費回収率の向上に向けたロードマップ

項目	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
経営戦略見直し					→					→
使用料改定検討 (令和9年度より改定)	→	改定 予定				改定 予定				
使用料改定の必要性検証					→					→